Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 小山 雄一〇弁理士



当社の職務発明規定では、発明者が複数いる場合でも特に寄与率を決めず、報奨金を発明者 全員で等分することになっています。しかし、貢献度合いに応じた報奨金がもらえないのは 不合理であるといった不満もあり、寄与率に応じた報奨金を支給するよう職務発明規定を改 定したいと考えています。規定を改定するに際して、注意すべき点を教えてください。

(大阪府 T. K)



1. 寄与率の取り決めにつ いて

職務発明が複数の発明者によってな された場合について、特許庁のガイド ライン (特許法35条6項の規定に基 づき定められた指針。以下、ガイドラ イン) には、特にその寄与率に応じて 報奨金を支払わなければならないとは 明記されていません。

しかし、実際には発明に至る過程で 各発明者の貢献度合いは大きく異なる 場合もあり、寄与率に応じて報奨金を 決めることは、より実態に沿った合理 的なものと思われます。なお、各案件 における具体的な寄与率については、 共同発明者全員の合意が必要です。将 来、発明者間で不要な争いが生じない よう、発明届出書や発明譲渡書といっ た出願段階の社内文書に発明者ごとの 寄与率を明記し、共同発明者全員が承 認したことを書面に残しておくとよい でしょう。

2. 職務発明規定の改定について

ガイドラインによると、職務発明規 定の改定は、改定部分について新たな 基準を策定するのと同様であり、基準 の改定に際して従業者等の意見が踏ま

えられるよう、使用者等と従業者等の 協議が必要です。

したがって、職務発明規定の改定に 際しては、その策定の際に必要な「協 議| 「開示 | 「意見の聴取 | という所定 の手続きが必要となります。この手続 きについては、特許庁ホームページに 詳しく記載されていますので、ご確認 ください。

3. 改定前になされた職務発明への適 用について

寄与率に応じた報奨金を支払うよう に職務発明規定を改定した場合、改定 前になされた職務発明に対しては改定 前後のいずれの規定を適用すべきかと いう疑問が生じると思います。例えば、 改定前に出願された職務発明が改定後 に登録となり登録時の報奨金を支払う 場面や、改定後に会社がその職務発明 を実施することになり発明者への実施 時の報奨金を支払う場面において、そ の報奨金は改定前の基準に基づき等分 すればよいのか、あるいは改定後の基 準に基づき寄与率を考慮すべきか、と いう問題です。

これに関しガイドラインには、職務 発明に係る権利が使用者等に帰属した 時点で相当の利益の請求権が当該職務 発明をした従業者等に発生するため、 その時点以後に改定された基準は、改 定前に使用者等に帰属した職務発明に ついて、原則として適用されない、と 記載されています。

したがって、改定前になされた職務 発明についての報奨金は、改定前の基 準に基づき等分すればよいことになり ます。

例外として、使用者等と従業者等と の間で合意がある場合には改定後の基 準を適用できる旨も記載されています が、改定後の基準適用が従業者にとっ て不利益とならないことが必要です。 寄与率を適用すると報奨金が少なくな る発明者がいることを考えると、やは り改定前の基準で等分して支給する必 要があるでしょう。

4. 報奨金について

なお、上記説明では報奨金と記載し ましたが、平成27年改正特許法によ り、従業者等が受けることのできる対 価は「相当の金銭その他の経済上の利 益| となっていますので、前述の所定 の手続きを経ることにより、金銭以外 で付与することも可能です。